

一般競争入札心得（物品関係）

（趣旨）

第 1 条 この心得は、大阪警察病院が行う物品関係の一般競争入札に参加しようとする者が守らなければならない事項を定めるものとする。

（公正な入札の確保）

第 2 条 入札参加者は、入札に際し、大阪警察病院の指示に従い、円滑な入札に協力し、正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の入札を妨害するようなことを避けなければならない。

2 入札参加者は、仕様書、入札説明書、質問回答書、契約書案及びその他契約締結に必要な条件を熟知の上、入札しなければならない。

3 入札及び契約に関して、用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

4 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）、刑法（明治 40 年法律第 45 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

5 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

6 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を開示してはならない。

（入札参加者資格等）

第 3 条 入札参加者は、公告において指定した期日までに、入札参加資格確認申請に関する書類を大阪警察病院に提出し、当該入札の入札参加資格の有無について審査を受けなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

- (1) 前項に規定する公告に定める入札参加資格を有しない者
- (2) 公告の日から入札日までの間に入札参加資格を取り消された者
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、正常な入札の執行を妨げる等の行為をした者又はするおそれがあると認められる者

（入札違約金）

第 4 条 落札者が契約を締結しないときは、違約金として入札価格の 100 分の 105 に相当する金額（以下「契約希望金額」という。）の 100 分の 2 に相当する金額を大阪警察病院に支払わなければならない。

(入札の方法)

第 5 条 入札参加者は、入札書に記名押印のうえ、指定した日時、場所において、所定の入札箱に投入しなければならない。

2 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を持参させ、入札執行時まで大阪警察病院に提出しなければならない。この場合において、入札書には委任者と代理人を併記し、代理人の押印をもって入札するものとする。ただし、特定調達契約に係る一般競争入札については、入札書には委任者と代理人を併記し、代理人の押印又は署名をもって入札するものとする。

3 入札参加者又は入札参加者の代理人は、同一の入札に参加する他の入札参加者の代理人を兼ねることはできない。

4 入札書に記載する金額については、税抜き価格とすること。

5 入札会場への入室は、原則として入札参加者 1 名のみとする。

(入札の辞退)

第 6 条 入札参加者は、入札の完了まで、いつでも入札を辞退することができる。ただし、一旦、辞退した場合は、それを撤回し、又は当該入札に再度参加することができない。

2 入札参加者が入札を辞退するときは、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

(1) 入札前にあつては、入札辞退届を大阪警察病院に提出するものとする。

(2) 入札中にあつては、入札辞退の旨を入札書に記載し、入札箱に投入するものとする。

3 入札時間を過ぎても入札書を提出しない場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものとみなす。

4 入札を辞退した者は、これを理由として不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札書の書き換え等の禁止)

第 7 条 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の取り止め等)

第 8 条 入札参加者が第 2 条に抵触する疑いがあるときなど、大阪警察病院が必要と認めるときは、入札を延期し、中断し、若しくは保留し、又は当該入札に関する調査を行うことがある。この場合において、調査の結果、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を取り止めることがある。

2 前項の規定により大阪警察病院が調査を行うときは、入札参加者は調査に協力しなければならない。

3 入札の執行に際して、天災地変、その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取り止めることがある。

(開札)

第9条 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において、原則として入札者を立ち合わせて行い、その結果を口頭で知らせるものとする。

(入札の無効)

第10条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 所定の日時及び場所に提出されず、又は所定の日時までに所定の場所へ郵送されない入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 記名押印又は署名を欠く入札
- (4) 金額を訂正した入札又は金額の記載の不鮮明な入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 談合その他の不正行為により入札を行ったと認められる者のした入札
- (7) 同一の入札について、2回以上の入札をした者の入札
- (8) 同一の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (9) 同一の入札について、2者以上の代理人である者のした入札
- (10) 郵送による入札について、郵便入札心得に違反した入札
- (11) 前各号に掲げるもののほか、指示された条件に違反して入札した者の入札

(失格)

第11条 開札から落札決定までの期間において、次の各号のいずれかに該当した者は、失格とする。

- (1) 大阪府物品・委託役務関係入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当した者
- (2) 大阪府暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当した者
- (3) 大阪警察病院の契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けた者

(落札者の決定)

第12条 有効な入札を行った者のうち、契約希望金額が予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とし、その者の契約希望金額を落札金額とする。この場合において、落札金額に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。ただし、落札者となるべき最低の価格での入札をした者が2者以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する（当該入

札をした者は、くじを辞退することはできないものとし、くじを引かない者があるときは、これに代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。）。

（再度の入札）

第 13 条 開札をした場合において、落札者とすべき者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことができる。この場合において、再度の入札は 2 回以内とする。

2 前項に規定する再度の入札を行うときは、次の各号のいずれかに該当する入札をした者は再度の入札に参加することができない。

(1) 第 10 条第 1 号から第 2 号まで及び第 6 号から第 10 号までの規定により無効とされた入札をした者

(2) 第 10 条第 11 号の規定より無効とされた入札をした者で、再度の入札に参加させることが不適当と認められるもの

（契約書の提出）

第 14 条 契約書を作成する場合においては、落札者は、契約書に記名押印し、落札決定の日の翌日から起算して、10 日以内に大阪警察病院に提出しなければならない。ただし、大阪警察病院の承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。

2 落札者が前項に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札者としての権利を失う。

（異議の申立）

第 15 条 入札参加者は、入札後、この心得、入札説明書、契約条項、仕様書等について不明又は錯誤等を理由として異議を申し立てることはできない。

（その他）

第 16 条 入札に際しては、すべて大阪警察病院の指示に従うこと。